

平成 21 年 6 月 1 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18530493
 研究課題名（和文） 一般市民の裁判員制度の理解と支持、および制度普及に関する研究
 研究課題名（英文） A social psychological study of understanding, support, and acceptance of Saiban-in Seido by Japanese general public
 研究代表者
 黒澤 香（KUROSAWA KAORU）
 東洋大学・社会学部・教授
 研究者番号：90205237

研究成果の概要： 裁判員制度に関する知識や情報を伝える形での講演・講習会を3年間、毎年10回以上、述べ1500名を超える受講者を対象に実施した。受講の感想を簡単な質問紙で調査し、その結果を統計的に分析した。また、海外から研究者を招聘し、シンポジウムなどの研究会を開催して一般市民向けの啓発活動を実践し、制度普及に必要な要素を実証的に検討した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,000,000	0	1,000,000
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	240,000	2,040,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：心理学・社会心理学

キーワード：裁判員制度、裁判制度、市民参加、社会制度、制度普及、理解と支持、意欲

1. 研究開始当初の背景

裁判員制度は2009年5月21日にスタートしたが、裁判員をつとめる一般市民の間で、制度への支持が低迷している。いくつかの県弁護士会では、準備不足を理由にスタートを遅らせるよう決議したところもある。国会の与野党にも、そういった決議に同調する動きが見られる。世論調査などでも、回答者の過半数が裁判員として刑事裁判に参加することに消極的である。要するに、裁判員制度は人気がなく、支持されていない。その原因は、一般市民が関与する裁判制度がなぜ必要なのか、十分な説明がなされてこなかったことにあると思われる。そのほかにもいくつか、参加を消極的にさせる要因が考えられる。

2. 研究の目的

裁判員制度が国民に支持されるには、それがなぜ必要なのか、一般市民にもわかるように説明する必要がある。それにはまず、制度およびその背景を十分に解説すべきであろう。そのような解説が理解できるか、また、どのような内容をどんな形で伝えれば、より良い理解が可能になるかは、実際に実施し、理解できたかどうかを確かめるしか方法はないように思われる。また参加をためらう理由についても検討されなければならない。現在の裁判所や法務省のように、ただ単に大丈夫、容易だというだけでは、制度の支持や参加意欲は高まらない。どうすればよいのか実証的に検討するのが本研究の目的であった。

3. 研究の方法

主に公民館などに、生涯学習を目的として集まる人々を対象に講演・講習を実施し、その後簡単な質問紙に回答してもらった。

講演の内容は以下のとおり。

- (1) 裁判員制度の基本
- (2) 制度について、一般の人が知りたいこと
裁判員は何をどうするのか
裁判員はどのように選ばれるのか
- (3) でも、なぜ素人（一般市民）が
- (4) 裁判員の判断が法律に
- (5) 最後に

講演・講習の対象によって、少し違った内容になった。とくに高校生に対しては、なぜ法律が必要なのかを社会的ジレンマの問題と関連させて議論し、なぜ裁判が必要なのかも解説した。また刑事裁判の手続きに関する解説ビデオを見せたグループもあった。いずれのグループも、資料を配布した。

事後に用いた質問紙の項目は次のとおり。
性別と年齢

- (1) 本日も聞きになった内容はいかがでしたか。（理解できたかどうか）
- (2) なぜ裁判員制度が導入されるべきなのか、分かりましたか。
- (3) 一般の人々に有罪・無罪が判断できることが民主社会に必要な理由は、どうですか。
- (4) 裁判や司法が、国民主権とどのように関連しているかについては、どうでしょうか。
- (5) 「国民司法論」で、裁判員たちの決定は、個別事件の結果を決めるだけでなく、社会全体の「ルール」や、社会のあり方、警察・検察・裁判所の運営の仕方などに直接的に影響を与え、裁判員自身や家族、知人・友人にも適用されるもの、という議論についてはどうでしょうか。
- (6) 国民主権や「国民司法論」などの考え方について、どうお考えでしょうか。（賛否）
- (7) 裁判員制度の詳細については、いかがでしょうか。（理解できたかどうか）
- (8) 裁判員候補として呼ばれたら、あなたは自信をもってできる～まったく自信がない
- (9) 今日話を聞いて、裁判員をやってみたくありませんでしたか。
- (10) 今日話を聞いて、裁判員制度に対する考え方は ずっと良くなった～とても悪くなった
- (11) 現在の、あなたの裁判員制度への考え方は とても良いことだと思う～とても良くないと思う
- (12) 裁判員制度の導入により、期待されるように、私たちの社会が変わると思いますか。
- (13) その他にご意見がありましたら、裏面にご自由にお書きください。

手続き

パワーポイントを用い、約1時間半の講演を実施し、その後で質問紙に回答してもらった。

表1：実施の概略（2006～2009年の実施順）

番号	開催日	開催場所
1	11月18日	千葉県成田市内会場
2	11月29日	東洋大学白山キャンパス（高）
3	12月16日	千葉県佐倉市白井公民館
4	1月5日	東洋大学白山キャンパス（大）
5	1月23日	東京都新宿区大久保出張所
6	2月24日	千葉県佐倉市中央公民館
7	2月24日	千葉県佐倉市中央公民館
8	3月3日	千葉県佐倉市中央公民館
9	3月3日	千葉県佐倉市中央公民館
10	3月7日	東京都新宿区四谷公民館
11	5月9日	千葉大学看護学部
12	9月13日	東京都新宿区戸山公民館
13	10月8日	東洋大学白山キャンパス（高）
14	10月26日	高校（千葉県柏市）（高）
15	12月14日	高校（千葉県八千代市）（高）
16	1月22日	東京都新宿区大久保出張所
17	2月22日	千葉県千葉市文化センター
18	3月7日	千葉県千葉市文化センター
19	3月13日	東京都新宿区内会場
20	3月14日	千葉県佐倉市白井公民館
21	3月21日	千葉県千葉市文化センター
22	3月23日	千葉県佐倉市白井公民館
23	8月23日	千葉県船橋市内会場
24	9月3日	千葉県佐倉市中央公民館
25	9月25日	埼玉県北川辺町
26	9月27日	高校（茨城県水戸市）（高）
27	10月5日	大学白山キャンパス（高）
28	11月5日	静岡県富士市
29	11月8日	山梨県山中湖町内会場
30	11月19日	東洋大学白山キャンパス
31	1月22日	東洋大学白山キャンパス（大）
32	1月22日	東洋大学白山キャンパス（大）
33	1月25日	東京都新宿区大久保出張所
34	3月4日	高校（東京都三鷹市）（高）

（高）高校生、（大）大学生、その他は一般市民。 、 は同一団体の繰り返し

4. 研究成果

(1) 事後質問紙の因子分析

欠損値の多い回答者を除外し、複数回のものは第1回だけを用いて、合計で1372人分のデータを因子分析した。主因子法で因子を抽出して、プロマックス回転を行ったところ、パターン行列は次のようになった。

表2：事後質問紙の2因子解

	因子	
	(第1因子) 理解	(第2因子) 支持と意欲
問1	.811	
問4	.799	
問2	.733	
問3	.723	
問5	.711	
問7	.573	
問9		.803
問11		.754
問8		.666
問10		.573
問12		.551
問6	.345	.347

(.2未満の係数は省略)

以上の結果から、新しい変数として「理解」を問1～問7までの7項目の和として作成した($r = .869$)。「支持と意欲」を問6、問8～問12の6項目の和とした($r = .801$)。

(2) 「理解」「支持と意欲」問9の分散分析

34の群を独立したのものとして(実際はそうではないが) これらを従属変数として1要因分散分析を行ったところ、それぞれ有意に平均値が異なった(理解: $F_{33/1491}=4.92, p<.001$; 支持と意欲: $6.65, p<.001$; 問9: $10.23, p<.001$)。理解が最も高かったのは第23群で平均値は11.9、もっとも低かったのは第33群で22.2であった(数値が低いほうが良く理解できたという選択肢である)。支持と意欲も同じ群が高く、また低かった(平均値はそれぞれ、13.5と24.0)。問9の場合、第21群(平均値1.98)が最も参加意欲が高く、第33群(5.04)が最も低かった。しかし、2番目に参加意欲が高かったのは第16群(2.31)だったが、第16群と33群は、実際には同じ受講者たちである。本来は、対応したt検定を行うべきだが、対応したデータとして収集できなかった。第16群は刑罰についての解説を中心としており、第33群は最高裁判所のビデオの鑑賞が中心になっていた。第21群も、刑罰についての解説が中心になっており、これらの群は、他の群と講演・講習の内容が違っていた。いずれにしても、刑罰についての解説を行ったとき、参加意欲が高く、裁判手続きの解説で参加意欲が低くなる傾向にあったことがわかった。

表3：第21群における問9への回答

選択肢	1. ぜひ、 やって みたい	2. 積極的 にやって みたい	3. やっ てみた い	合計
人数	10	27	9	46

注: 「やってもよい」「あまりやりたくない」「全然やりたくない」という回答はなかった。

男女差: 理解($F_{1/1523}=30.32, p<.001$) 支持と意欲(64.90, $p<.001$) 問9(48.82, $p<.001$)で、いずれも男性のほうが女性よりも高く回答していた。

高校生と大学生: 理解については、大学生は一般市民と違いはなかった($p>.2$)が、支持と意欲については、有意に低かった(一般市民: 18.74; 大学生: 20.04, $F_{1/1523}=16.85, p<.001$)。逆に、高校生は支持と意欲において、一般市民よりも高かった($F_{1/1523}=4.48, p<.04$, 高校生18.42 vs. 19.06一般市民)が、理解に違いはなかった。大学生と高校生の比較では、理解に違いはなかったが、支持と意欲で違いが見られた($F_{1/519}=16.68, p<.001$)。支持と意欲において、大学生が最も低く、高校生が最も高いことになったわけである。

(3) その他の検討

東洋大学において、2007年9月19日、日本心理学会大会の開催時に、大会シンポジウムとして、「裁判員制度とメディア報道を考える」が実施された(21世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センターの第7回シンポジウムでもある)。企画・司会者が黒沢香、話題提供者が五十嵐二葉、浜田寿美男、臺宏士、小城英子の各氏であった。裁判の公開・報道や改善のための情報収集と、公正な裁判の実現が必ずしも両立しないことなどが議論され、メディア報道の問題点が指摘された。メディア報道が冤罪発生に「協力」してしまう危険性や、逆に雪冤の助けになる可能性なども議論された。

同じく東洋大学において、2008年3月8日に21世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センターの第8回シンポジウムとして、「裁判員の心理的負担: 理解とケアに向けて」が開催された。企画・司会者として黒沢香、話題提供者として、ロバート・プレクト、アン・リード、四宮啓、神谷説子の各氏であった。プレクト氏は裁判員制度によって日本の司法が大きく変わる可能性と、導入のための広報が十分に行われていない問題点を指摘した。リード氏は米国における「陪審員ストレス」の問題を議論した。裁判所などによる適切な対応が必要であるという。神谷氏は米国で行われている、高校生を対象にした模擬陪審裁判コンテストについて報告し、司法教育の必要性などを議論した。四宮氏は、戦前

のわが国で行われた陪審裁判の記録を紹介し、社会と司法制度の民主化に向けた当時の努力について議論した。これらの話題提供は、それから1年余で始まる裁判員制度にどのようなことが必要なのかを明らかにしようとした。

東洋大学「裁判員制度・陪審制度研究会」主催、陪審裁判を考える会共催、市民の裁判員制度・つくる会後援で2008年8月9日土曜日に開催の東洋大学の公開セミナー「市民と刑事裁判：韓国の経験に学ぶ」(企画者：黒沢香、司会者：新倉修青山学院大学教授)で、韓国の弁護士金善洙(キム・センス)氏を迎え、国民参与による韓国陪審制度について、導入の経緯と制度の解説および施行から公開セミナー直前までの実績について報告をお願いした。韓国社会と司法の民主化を象徴する国民参与制度について、弁護士として制度の導入にかかわった当事者の報告であり、裁判員制度の施行を約半年後にひかえたわが国にとって有用な知識と情報を得ることができた。

東洋大学「裁判員制度・陪審制度研究会」が、2008年8月10日日曜日に東洋大学白山キャンパスにおいて開催され、いくつかの大学の大学院生が、裁判員制度に関する研究発表を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2件)

福来 寛・黒沢 香 裁判員制度における冤罪防止の可能性： 自白調書に関する裁判員の意識と任意性との衝突 季刊刑事弁護 2007年 第51号 Pp.88 - 96. 査読なし

福来 寛・黒沢 香 市民の司法参加への光と影： 検察審査会とアメリカ陪審を通じた市民参加の国際比較 季刊刑事弁護 2006年 第48号 Pp.14 - 20. 査読なし(編集委員会で掲載決定)

[学会発表](計 3件)

黒沢 香 裁判員制度の理解と参加意欲： 講習会による変化 法と心理学会大会 2007年10月14日 北海道大学

Kaoru Kurosawa Social psychology of positive coercion bias and the new criminal trial system in Japan. Interrogations & Confessions: A conference exploring research, practice, and policy. 2007年9月27日 テキサス大学エルバソ校

Kaoru Kurosawa Persuading the reluctant: A minority influence approach. The 78th Annual meeting of the Pacific Sociological Association. 2007年3月31日 カリフォルニア州オークランド市コンベンション・センター

[その他]

北海道新聞 「社会に関心向ける力に」 裁判員制度にひと言 施行まで3カ月 2009年3月3日火曜日朝刊 29面(第3社会面)

「裁判員の心理的負担： 理解とケアに向けて」 2008年3月8日実施 第8回シンポジウム記録 『1.現代社会における自我・自己の様相とその変容 2.犯罪・非行・災害における加害者・被害(災)者と社会』平成15年度～平成19年度私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」研究成果報告書 2008年 東洋大学(大学院社会学研究科) pp.1111～1145.

裁判員制度とメディア報道を考える」 2007年9月19日実施 第7回シンポジウム記録 『1.現代社会における自我・自己の様相とその変容 2.犯罪・非行・災害における加害者・被害(災)者と社会』平成15年度～平成19年度私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」研究成果報告書 2008年 東洋大学(大学院社会学研究科) pp.1079-1110.

東洋大学公開セミナー 「市民と刑事裁判： 韓国の経験に学ぶ」 東洋大学「裁判員制度・陪審制度研究会」主催、陪審裁判を考える会共催、市民の裁判員制度・つくる会後援 2008年8月9日土曜日実施 (結果は季刊刑事弁護に掲載予定。現時点で未掲載)

TOYO UNIVERSITY NEWS 東洋大学報 『私たちが裁判員になる日 2009年にスタートする「裁判員制度」とは』平成19(2007)年10月号 東洋大学 pp.10～11.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

黒澤 香 (KUROSAWA KAORU)
東洋大学・社会学部・教授
研究者番号：90205237

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし